

▶ 平成30年7月5日からの大雨により被害を受けられた皆さまへ

平成30年7月9日

各 位

佐 賀 銀 行

平成30年7月5日からの大雨により被害を受けられた皆さまへ

今回の平成30年7月5日からの大雨により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。
当行では、被害を受けられた皆さまに対し、下記のお取扱いを実施させていただきますのでお知らせいたします。
皆さま方の安全とご健康を願い、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

記

1. 預金証書、通帳、届出の印鑑を紛失された場合でも、預金者ご本人であることを確認のうえ、払戻し等の手続きをとらせていただきます。
2. 定期預金等の満期前の払戻しが必要な場合、もしくは当該預金等を担保とするとご融資が必要な場合には、必要な手続きをとらせていただきます。
3. 災害により通帳、証書、キャッシュカード、モテカカード等の再発行が必要な場合は、再発行手数料はいただきません。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、取立ができるよう関係金融機関と調整をいたします。
5. 今回の災害により汚れた紙幣、破損した硬貨のお引き換えをいたします。
6. 国債を紛失された場合には窓口にご相談ください。
7. 災害復旧、応急資金等に関する各種ご融資については、窓口にご相談ください。

ご不明な点につきましては、遠慮なく当行本支店窓口にお問い合わせをお願いいたします。

以 上